

第4章

小学校入学にむけて



ランドセルはどんな色? いよいよ小学校へ入学!

子どもたちは新しい様々な世界に

チャレンジしていくことでしょう。

その日にむけて、準備をしましょう。

- 入学手続き(小学校・中学校) P46
- 校区外就学について P46
- 区域外就学について P47
- 就学援助 P47

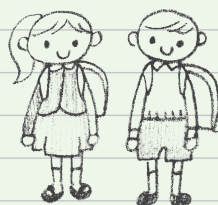


小・中学校の入学手続き

教育委員会では、小学校・中学校に入学される
お子さんの保護者の方に、
1月末までに入学通知書をお送りしています。

1月以降に転居される方は、市民課窓口で住所変更の手続きを済ませた後、お送りしました入学通知書と住民異動届の写しを持って学校教育課にお越しください。

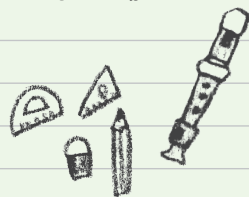
なお、私立の中学校に入学される場合は、その学校の入学承諾書、および入学通知書を学校教育課へ提出してください。



校区外就学について

学校ごとに通学区域を定め、
お子さんが通学する学校を指定しています。

市内に住所があるお子さんで、指定された学校以外の学校へ通学する必要がある場合は、校区外就学の申請手続きが必要です。校区外就学願、理由書、その他理由を裏付ける書類を作成し学校教育課へ提出してください。なお、申請は特別な事情があり、教育委員会がやむを得ないと認めた場合に限り承認されます。



区域外就学について

市外に住所があるお子さんで、
洲本市立の学校に通学する必要がある場合は、
区域外就学の申請手続が必要です。

区域外学齢児童(生徒)就学願、理由書、その他理由を裏付
ける書類を作成し、学校教育課へ提出してください。

なお、申請が認められるのは特別な事情があり、教育委員
会がやむを得ないと認めた場合に限られています。



就学援助

市立の小・中学校に在学するお子さんをお持ちの方で、
お子さんが学校に通うのが経済的に困難なご家庭に学用品費、
給食費、修学旅行費などの教育費の一部を援助する制度です。

4月下旬に学校を通じて、援助を希望するご家庭に認定基準
を記載したお知らせと申請書を配布します。内容をご覧のうえ、
必要書類をそろえて、申請書とともに各学校が指定する日まで
に、学校へ提出してください。

申請されたご家庭が必ず援助を受けられるとは限
りませんのでご了承ください。なお、援助資格は年
度末までで、申請は毎年必要です。



お問い合わせ先 >>

教育委員会 / 学校教育課

22-6266

